

西宮市子ども・子育て会議

第5回 基準等検討ワーキンググループ

会 議 録

日 時：平成26年7月14日(月)

場 所：市役所東館8階 大ホール

〔午後 2 時00分 開会〕

事務局 定刻の 2 時になりましたので、ただいまから第 5 回基準等検討ワーキンググループを開会します。

本日は、皆様ご出席いただいています。

まず、資料の確認をさせていただきます。

1 点目は、ホッチキスどめの「会議次第・委員及び事務局員名簿・座席表」、2 点目は「資料集」、3 点目は「参考資料集」です。これらは事前にお送りしています。また、本日机の上に、A 4 両面印刷 1 枚ものの追加資料を置いています。

特に足りないものはありますか。

〔発言者なし〕

事務局 これより議事に移ります。

進行は、座長にお願いします。

座長 それでは議事に入ります。

委員の皆様には、大変お忙しい中、2 時から 5 時という長時間の会議にご出席いただきまして、ありがとうございます。

まず、このワーキンググループは非公開ですが、子ども・子育て会議の委員は担当ワーキンググループ以外の協議を傍聴できることになっています。

本日、傍聴を希望されている委員の方はおられますか。

事務局 久城委員から希望が出ています。

座長 お諮りします。久城委員の傍聴を許可してよろしいでしょうか。

〔「はい」の声あり〕

座長 今後傍聴を希望される委員の方が来られた場合も、随時傍聴を許可することにしてよろしいでしょうか。

〔「はい」の声あり〕

座長 それではよろしく申し上げます。

次第に沿って議事を進めていきたいと思えます。

本日は、「公定価格」と「利用者負担」についてご協議いただきます。協議時間は 3 時間を予定していますので、協議の進捗状況を見ながら、適宜休憩を挟みたいと思えます。

限られた時間ですが、活発な議論ができますよう、ご協力をお願いします。

最初に、事務局から、ロードマップや前回の協議のまとめ、本日の協議事項について、説明をお願いします。

事務局 資料集 1 ページをご覧ください。

記載している図は、前回のワーキンググループでお示したロードマップを修正したものです。

まず、各基準に係る政省令が 4 月末に公布されたことを受けて、本市では、各基準の条例を次の 9 月市議会に提案することにしていきます。

また、先般 5 月 26 日に国から公定価格の骨格と仮単価が示されました。本日は、

国から示された情報に基づいて、本市の利用者負担についてご協議いただきます。

幼稚園の園児募集が10月に予定されていることから、できるだけ早く利用者の判断材料となる本市の利用者負担額のイメージを利用者の皆様にお示しする必要があります。そのため、本日このワーキンググループで協議を終えておく必要がありますので、ご了解いただきたいと思います。

次に、2ページをご覧ください。前回の協議内容を記載しています。

5月27日に開催した第5回子ども・子育て会議でも報告していただきましたが、「幼保連携型認定こども園の認可基準」及び「確認に関する運営基準」について意見を集約していただきました。

次に、3ページをご覧ください。本日のワーキンググループでご協議いただく事項を記載しています。

「公定価格」については、まずは、公定価格の考え方及び仮単価の位置づけについてご理解いただき、その内容を皆様で共有していただきたいと思います。

次に、「利用者負担」については、本市における現行の利用者負担と国が示す新制度における上限額のイメージをもとに、本市の考え方について協議を行い、ワーキンググループのご意見をまとめていただきます。

その上で、まとめた意見を7月29日開催予定の第6回西宮市子ども・子育て会議に報告していただきたいと思います。

ロードマップなどの説明は、以上です。

座長 ただいま事務局から今後の予定などについての説明がありました。このことについてご質問、ご意見はありませんか。

〔発言者なし〕

座長 それでは、私から確認させていただきます。

今日7月14日の会議で何らか方向性を出し、29日の子ども・子育て会議に報告すれば、9月市議会に間に合うわけですか。

事務局 利用者負担額については、9月市議会に提案することは考えていません。9月市議会に提案するのは、基準の条例だけになります。

座長 皆さん、よろしいでしょうか。

〔「はい」の声あり〕

座長 次に、「議事(1) 公定価格」に入ります。

まず、事務局から説明してください。

事務局 資料集4ページをご覧ください。

まず、「1.新制度における利用者負担額と公定価格の概要」について説明します。

「利用者負担額」は、国が政令で定める額を限度として、支給認定された保護者の世帯の所得などを勘案して、市町村が定めるものとされています。具体的には、どういう人も一定の金額となる「応益負担」ではなく、利用者の世帯収入を勘案した「応能負担」を基本として定めることとなります。

「公定価格」は、教育・保育や地域型保育事業に係る費用の額を算定するための

基準となります。具体的には、子ども一人一人に対して教育・保育がどれだけ必要であるかという「認定区分」や「保育必要量の区分」、「施設の所在する地域」等をもとに算定されます。

「施設型給付費」は、認定こども園、幼稚園、保育所を利用する、1号認定子ども、2号認定子ども、3号認定子ども、それぞれに対するものとなっています。

また、「地域型保育給付費」は、3歳未満の保育が必要な子どもである3号認定を受けた子どもに対するものです。

資料集4ページの下イメージ図は、第1回ワーキンググループの資料にも記載したのですが、「公定価格」及び「利用者負担額」を踏まえた「給付費」を、簡単なイメージとして示したものです。

市町村では、国が政令で定める額を限度として、利用者負担額を設定することになります。

次に、5ページをご覧ください。

「公定価格」の構造について説明します。

「公定価格」は、「基本額」と「加算額」の2種類により算定されます。

まず、「基本額」は、質の確保・向上が図られた学校教育・保育を提供するために必要な水準として、人員配置基準や設備環境をもとに、人件費、事業費、管理費等に相当する費用として算定されています。

「加算額」は、職員の配置状況、事業の実施体制、地域の実情等に応じて算定されます。具体的には、地域の状況、勤続年数等に応じてさまざまな加算率等が反映される「加算区分1」と、地域区分に関係なく一律の金額が算定される「加算区分2」で構成されています。

次に、6ページをご覧ください。

6ページの上に記載している「公定価格仮単価の構成」の表は、認定こども園における1号認定子どもの場合を記載しています。非常に細かい数字ですが、このような形で公定価格が算定されることをご理解いただくために、今回ここに記載しています。

次に、現時点で国から公表されている仮単価の定義について説明します。中ほどの「(2) 公定価格仮単価の位置づけについて」をご覧ください。

まず、「仮単価」は、施設・事業者が新制度への移行、事業展開にあたって判断材料とするために示された経緯があります。公定価格の最終的な金額は、秋以降に行われる国における各年度の予算編成を経て確定されることとなります。

また、子ども・子育て支援新制度の財源には消費税の引上げ分を充てることになっていますが、示された仮単価は、消費税の10%への引上げが行われた場合、その税収が満年度化する平成29年度に0.7兆円程度の財源が確保されることを踏まえて作成されています。

したがって、27・28年度の公定価格については、各年度の国の予算編成を経て確定することとなります。

国からの情報によると、今回示された公定価格と現行の水準との間で、平成27・

28年度の公定価格が設定されると聞いています。

「公定価格」に関する説明は、以上です。

座長 ただいま事務局から「公定価格」について説明がありました。

この公定価格は、国が定めたものですので、市町村で変更できるものではありません。ただし、この後の議事(2)にある「利用者負担」をどうするかという協議の前提として、まず公定価格の概要について皆様にご理解いただくことが必要ですので、説明していただきました。

この公定価格は、5月下旬に仮単価が示されたものの、まだ詳しい情報が市町村の現場までおりてきていませんので、いろいろお聞きになっても答えられないことがあるかもしれませんが、重要なことですので、疑問や質問があれば、ぜひこの段階でお聞きになっていただきたいと思います。

〔発言者なし〕

座長 それでは、私から確認します。

西宮市の「地域区分」は、高いほうから何番目ぐらいですか。

事務局 100分の12地域ですから、上から2番目です。

座長 皆様、何かご質問はありませんか。

〔発言者なし〕

座長 それでは、次の議事に進みたいと思います。

「議事(2)利用者負担」です。

2号認定子ども及び3号認定子どもの利用者負担と、1号認定子どもの利用者負担を分けて協議したいと思います。

まず、2号・3号認定子どもの利用者負担について、事務局から説明をお願いします。

事務局 資料集7ページをご覧ください。

まず、新制度における利用者負担については、現行の幼稚園・保育所の利用者負担の水準をもとに、国が定める水準を限度として、具体的な水準を市町村が決定することになります。

具体的な利用者負担の金額は、保護者の所得に応じて設定される、いわゆる「応能負担」とされています。また、新制度における階層区分は、市町村税額をもとに設定されることになります。

次に、中ほどの「上乗せ徴収」です。

上乗せ徴収については、施設・事業者が教育・保育の質の向上という目的のために徴収することが可能とされています。ただし、上乗せ徴収を行う場合、保護者に対してその額や理由について説明した上で、保護者から書面で同意を得る必要があります。

なお、幼稚園の入園料については、単に「入園料」と総称することは適当ではなく、実際の用途に見合った具体的な名目を設定する必要があります。また、給食費や通園に係る送迎費などについても、利用者負担とは別に実費徴収することが可能とされています。

8 ページをご覧ください。

2号及び3号認定子どもの利用者負担について説明します。

8 ページの表は、国及び西宮市における現行の利用者負担を並べて示しています。特に、本市で独自に行っている保育ルームと小規模保育事業の保育料については、保育所の保育料に比べて低い水準で設定されています。表の右端に「保育ルーム・小規模保育事業等の保育料」の欄がありませんので、ご確認ください。

隣の9 ページは、国が示す新制度における利用者負担の基準を記載しています。これは、公定価格の仮単価とともに示された利用者負担の上限額のイメージです。

8 ページと9 ページの表は、推定年収の行を現行と新制度で合わせていますので、見開きで金額を比較していただければと思います。

国が示す新制度における基準では、保育標準時間の金額は、現行の金額と同額に設定されています。その上で、保育短時間の金額は、保育標準時間の98.3%に相当する金額に設定されています。また、3号認定子どもの利用者負担では、施設規模の異なる保育所・認定こども園の施設型保育給付と地域型保育給付で金額に差異が設けられていない点にもご留意いただきたいと思います。

ここで、本日配付した追加資料の1 ページをご覧ください。あわせて、資料集10・11ページもご覧ください。

2号及び3号認定子どもの利用者負担についての本市の考え方をまとめています。

まず、階層区分については、国は8階層としていますが、本市としては、現行の11階層に設定する方向で検討しています。

10・11ページの表は、先ほどの国の上限額のイメージと現行の西宮市の保育料を保育標準時間に当てはめた金額で記載しています。また、保育短時間の金額は、国が示している保育標準時間から保育短時間への減額率を本市における現行の保育料に乗じて算出した金額を記載しています。したがって、西宮市の列に記載した金額は、現行の水準をもとにした、あくまでもイメージとしてお示ししています。

記載している金額から利用者負担を引き下げ場合は、新たな財源措置が必要となりますが、本市の考え方としては、他都市と大きな乖離が生じないような水準を目指して、表に記載している利用者負担額を引き下げる方向で検討していきたいと考えています。

また、国が示す3号認定子どもの利用者負担額については、施設型保育給付と地域型保育給付との間で利用者負担額に差が設けられておらず、保育料設定は1種類のみとなっています。しかしながら、本市においては、地域型保育事業に相当する保育ルーム等の利用者負担額は、設置基準や利用条件が認可保育所と異なるため、認可保育所の利用者負担額より低く設定してきた経緯がありますので、地域型保育事業の利用者負担については、施設型保育給付と別の利用者負担額を設定する方向で検討したいと考えています。

また、家庭的保育事業における保育標準時間と保育短時間の利用者負担額については、国においては同額とされていることや、開設時間が一般的な認可保育所よりも短いことから、地域型保育事業における保育標準時間利用と保育短時間利用を同

額とする方向で検討していきたいと考えています。

2号及び3号認定子どもに係る利用者負担については、以上です。

座長 今説明がありました、幾つかの論点をまとめて説明なされたので、わかりにくかったかもしれません。

主に4点が、西宮市独自の方針として挙げられています。

第1点は、世帯年収に応じた保育料を決定するときの階層区分について、国のモデルでは8階層になっていますが、西宮市は現在と同様に11階層のままでいきたい。

第2点は、国の基準では、例えば3歳未満の最高額は10万4,000円という大変高い額になっています。もちろんこの部分を安くすることは、西宮市が独自に税を入れなければいけないわけですが、西宮市としては、財政状況を考慮した上で、他都市と大きな乖離が生じない、つまり、他都市より大幅に西宮市が高くない水準を目指して、利用者負担額を引き下げたい。

第3点は、国と大きく違っている点ですが、国は、同じ保育を受けるわけですから、保育所と地域型保育事業で同じ水準の利用者負担額を設定しています。しかし、西宮市においては、3号認定子どもに関して、認定こども園や保育所の利用者負担額と地域型保育事業の保育ルーム等の利用者負担額を変えたい。要は、地域型保育事業の方を大幅に安くしたい。

第4点は、保育には、短時間利用と標準時間利用がありまして、国の利用者負担では、標準時間利用と短時間利用とで98.3%という、ほとんど差がなく設定されています。それを踏まえて、地域型保育事業の利用者負担については、認定こども園や保育所より安くしたい、また、保育標準時間利用者と保育短時間利用者とを同じ保育料にしたい。

この4点の市の考え方が示されました。

これら4つは相互に関連していますので、一括してご質問、ご意見をお受けしたいと思います。

委員 資料集7ページの(1)の の4つ目に「利用者負担額」のことが書かれています。この考え方でいくと、現在、保護者が負担している額よりも上がることはないのですか。

座長 「現行の保育所運営費による保育料設定を考慮して」と書いてありますが、「上がる」、「下がる」が書かれていませんので、どうかというご質問です。

事務局 保育所保育料の設定については、必ずしも上がらないとは言えないかもしれませんが、それは、保育料の決め方が、現行の所得税をもとにして決める方式から、新制度では市民税をもとに決める方式に変更されています。国の制度設計上は、推定年収をもとに、同じ年収であれば同じ保育料の水準としていますので、そういう意味では変わらないと言えるかと思います。

ただ、所得税と市民税の決め方において若干異なる点がありますので、人によっては、上がる方がいらっしゃるかもしれませんし、下がる方がいらっしゃるかもしれません。しかし、多くの方は変わらないと私どもは考えています。ですから、必ず同じであるとまでは言い切れないところがあるかと考えています。

座長 国の方針では、基本的には現行と新制度で同じ年収であれば保育料は変わらない。ただし、算定基準が所得税から市民税に変わるので、利用者負担額が変わる人があるかもしれない。これはわかりましたが、西宮市の考え方はどうですか。

事務局 西宮市も、基本的に国の考え方に沿って保育料を決めていくわけですが、それとは別の要素で、市長の公約にもありますように、「高い保育料の水準になっているところは、他都市と乖離が生じないように引下げを行う」という考え方で保育料を決めていくことにしていますので、そういう意味では引下げになるとは考えています。

委員 3つ目の にある1号認定子どものところには、「利用者負担額を検討する」とありますが、これは増えないという意味でいいですか。

事務局 1号認定子どもについては、この後、国が示す基準額について説明しますが、西宮市における私立幼稚園の利用者負担額については、現状の保育料が1万7,000円から3万円までの幅があることや、そこに就園奨励助成金が各保護者の所得階層に応じて支給されている関係で、実質的に各保護者が負担されている金額は、かなり複雑ばらばらになっている状態があります。これを、すべての利用者が実質的に負担増にならない保育料とするためには、ものすごく低い金額の設定をしなければなりませんので、国の基準から一定の金額を引き下げる方向で動きますが、すべての保護者の方が実質負担増にならない形にすることはかなり難しい状況だと考えています。

座長 1号認定子どもについては、また後で詳しく協議することにしますので、よろしくをお願いします。

委員 新制度は、子どもたちの教育・保育の質を向上させ、保護者が利用しやすくすることを目指したものだと思うのです。その中での利用者負担は、例えば基準となる所得税と市民税の関係で若干上がる人がいるかもしれないという説明がありました。消費税をアップして子どものために使うことになっていたのに、利用者負担が上がることは避けなければならないと思います。

「「子育てするなら西宮」と言われているまちだから引っ越してきたのに、保育所に入れようと思ったら、10月の入園は難しいと聞いた」とうちに相談に来られる人がいました。そういう方がたくさんいる中で、それに応えていくために、西宮市は、国の公定価格は決まっているとしても、利用者負担が増えないようにいろいろなことを考えられたらなと思っています。

座長 もちろんここで具体的に幾らにするかまでは決めないのですが、10・11ページの表に現行の水準をもとにした利用者負担額が書いてあります。先ほど「他都市と水準が乖離しないように最高額を下げる」という説明がありましたが、他都市はどういう状況なのでしょう。

事務局 資料集8ページは現行の国及び西宮市の利用者負担額、9ページは国が示している新制度移行後の利用者負担の基準の案です。

これを見比べますと、階層区分の条件については、所得税で計算するのと市民税で計算するのとで違うのですが、そこから年収を推定して、左右で同じ行に並ぶよ

うにしますと、負担額は基本的に同じになっていますので、国の考え方としては、新制度になって保育料が上がることは考えていないということです。

もう一点、11ページの3号認定子どもの表を見ますと、西宮市の場合、9万8,800円が最高金額になっています。これを中核市で比較すると、トップクラスの金額であることは事実です。ですから、特に他都市と比べて高くなっている階層については、乖離が生じないようなところまでは引下げを図りたいと考えています。

座長 他都市と比べて大変高いと言われても、幾らなのかがわかりません。10万円はすごく高くて、他都市は安いと言うのなら、普通なら他都市は幾らなのかの資料を出しますよね。その資料を出しておられないのはどうしてですか。

今日議論するわけですね。もちろん具体的な額は決めません。しかし、「他都市と大きく乖離している水準」というのはそちらの判断で、私たちはわかりません。乖離がどれくらいあるのかが示されないと、これは縮めたほうがいいとか、大した額ではないとか、何も言えません。

事務局 25年度の42中核市の平均額というのは出しにくいのですが。

座長 それでは、具体的に市を挙げて言ってください。周辺の市でいいですから、神戸市はどうか、尼崎市はどうかと。

事務局 近隣の中核市を紹介します。保育料が一番高い階層で、隣の尼崎市は9万3,600円、姫路市は6万1,000円、近畿圏で見ますと、豊中市は7万8,000円、高槻市は6万9,000円、東大阪市は6万3,720円、奈良市は5万8,000円、和歌山市は7万4,000円、大津市は7万6,300円となっています。

座長 それは、この表と同じように、年収1,130万円以上の世帯に適用される保育料ですか。

事務局 はい、そうです。

座長 西宮市では、所得階層別の利用者の比率はどうなっていますか。加えて、高いほうを下げたいと言われたのは、どのあたりの階層を下げたいとお考えなのか。

事務局 基本的に他都市と大きな乖離が生じている階層としては、D5よりも高い階層だと認識しています。

もう一つ、階層ごとの利用者の割合は、D6の階層が30%ぐらい、次はD4が16%ぐらいで、あとはそれぞれの階層で1桁台となっています。

座長 西宮市では、D4とD6を足すと50%ぐらいで、その間にD5がありますから、この3階層で6割近くになると思います。保育所を利用する6割の方々の保育料を下げたいとお考えですか、それとも、D5以上だけですか。

今日は考え方を決めるわけですから、やはり材料がないと何も意見を言えませんよね。委員が言われたように、新制度になって子育てがしやすくなる、保育所が増えるだけではなく、保育料も下がると期待していたので、国が現行と同じ保育料を出してきて、国民は結構がっかりしていると思います。

D8が他都市よりも高いことはわかりましたが、もう一度、他都市と乖離する部分を下げたいというのは、どういうことですか。

事務局 必ずしもD8階層のみを下げる対象に考えているわけではありません。比較的所得の高い階層において、他都市と比較しても著しく差が生じない程度には引下げをしていきたいと考えています。

座長 それはわかりました。それでは、具体的にどの階層あたりから下げたいのかを言っていただけませんか。

事務局 基本的には、D5階層からD8階層をベースに考えていきたいと考えています。要するに、他都市と大幅に乖離しているところを一定ベースにしていきたいと考えていますが、まだ具体的にどの階層をとすることは、全国的なものも見ながら下げていくべきだろうと考えています。

座長 例えばD5・D6階層は、西宮市は5万6,100円、5万9,100円ですが、国は6万100円ですね。姫路市の場合は、年収1,130万円以上のD8階層で6万1,000円です。ここの世帯年収640万円～930万円というのは、若い夫婦にしてはかなり高いと思いますが、西宮市では、その階層の保育料が姫路市の最高額とほとんど同じになっています。しかし、ここは最高額を下回っているから乖離はないと考えるのですか。

事務局 例として姫路市を出しましたが、阪神間各市はベースとして高い実態がありますので、そのあたりも加味して下げたいと考えています。ですから、具体的にこの額、この額という形での報告まではできません。

座長 もちろん額までは決めませんよ。しかし、考え方として、今日これが終わって、子ども・子育て会議にかけるときにも、今日のような説明をされるわけですね。最高額が乖離していることと、D6階層が全体の3分の1を占めていることはわかりますが、D6階層以上は他都市と差がないように下げたい、なぜなら他都市と何万円以上の差があるという説明もしないといけませんよね。

例えば、D4階層からD5階層になると、1万7,000円くらい上がるわけですね。それを半額にしると言っているのではないですよ。しかし、どの階層にターゲットを当てて下げたいのか、それをすると、保育所利用者の何割くらいの方が下がるのかという説明がないと、議論の材料が何もなくなってしまうことになりませんか。

事務局 予算的なことも出てきますが、基本的には、D8階層が極端に高くなっていますので、まずはここを下げて、それをベースにして、D5階層くらいまでをめどに下げたいと考えています。

そのときに、分布率が当然出てくるとは思いますが、分布率と金額の体系的な下げ方は、考え方として若干ずれてくるとは思います。そのあたりは、市としても分析しながら考えていくべきだろうと考えています。

座長 それはわかりました。今日の時点では、「D4階層まではさわらない。D5階層以上は他都市と乖離がないように下げたいと思っている」という方針であるという確認をしてよろしいですか。

事務局 はい、そうです。

座長 そのことが今日の議論の材料ですね。

事務局 はい。

座長 皆さん、いかがでしょうか。

委員 簡単な質問ですが、今回、階層区分の計算方式が所得税から市民税に変わるけれども、基本的には階層は変わらないとお聞きしましたが、全然わからないのですが、1人の所得なのか、2人の所得なのかは、市民税に変更されるときに何か影響しないのでしょうか。

事務局 今のご指摘の内容では変わらないと思います。

委員 2人の所得税から2人の市民税になっても変わらないと考えていいわけですね。

事務局 考え方は変わらないと思います。ただ、同じ年収であっても、所得税で計算した場合と市民税で計算した場合では、人によって階層が動いてしまう現象が起こり得るとは考えます。それは、上がる方だけではなく、下がる方もいらっしゃると思います。

委員 それは、1人の所得であっても上がる方と下がる方がおられるのと同じ条件だということですか。

事務局 はい、そのとおりです。

委員 保育所に子どもを預けている人から「西宮の保育料は高いのよ」とよく聞くのですが、今の説明を聞いて、一番上の階層だけでもこれほど違うのかと思いました。それでは、なぜこれほど高くなるのですかという単純な質問をします。

それから、収入の高い方からは仕方がないかなと思うところもありますが、そこを下げるために税金をつぎ込むのなら、一番利用者が多いところを中心に下げるということもあるのではないかという気がします。

座長 しかし、高い人には高い人の理屈があって、高い人はものすごく税金を払っていながら、保育所へも年に120万円ぐらい払って、リターンがないという不満がありますから、難しいですね。

委員 しかし、そのように説明していかないと、保護者は納得しないのではないかと思います。

座長 委員が言われるのは、所得の低いところや人数の多いところを下げないと子育て支援としては不十分だと思うし、高い人だけを下げると、お金持ちの人を優遇しているという批判も出ると思うが、そうする理由は何かということですね。

事務局 8ページの表で、現在の西宮市の保育料が国基準の何%になっているかを見ますと、例えばB階層では、国基準の9,000円が西宮市は4,500円ですから、50%になります。それが、だんだん階層が上がるに従って、D2階層やD4階層では80%、90%となつて、D7階層では、8万円に対して7万9,200円と99%の徴収基準になっています。ですから、国の基準からの軽減の割合に随分差があります。

これは、平成17年度に西宮市の審議会において財政状況から保育料を見直すという検討をいただいたときに、「低所得の方の負担を軽くすることに配慮した上で、比較的所得の高い方については国徴収基準に近づけていく」という答申が出ました。それを受けて西宮市では段階的に保育料を引き上げてきた経緯がありまして、結果、現在の保育料の水準になっています。ただし、所得の低い階層については、

これまでから、他都市と比べても保育料を低く抑えてきました。

座長 国では、地域型保育事業と認可保育所の保育料は統一基準になっていますが、西宮市で今考えている案では、地域型保育事業がほとんど半額に近い額になっています。これは、市民に対してどのように説明するのですか、わかりやすく言っていただけますか。

事務局 西宮市では、認可保育所と、新制度の地域型保育事業に当たる保育ルームや小規模保育事業が別々の保育料の体系になっています。

これは、保育ルーム等においては、給食を実施している施設ばかりではないため、給食代は、施設に直接お支払いいただく形で保育料の中には含まれていないことと、利用時間も短いことがあります。ですから、保育ルーム等については、認可保育所と比べて少し安い保育料の基準を過去から定めてきたため、現在のような状況になっています。

これについては、新制度移行後、国では一つの保育料体系となっていますが、西宮市で保育料を統一することは難しいという実態を踏まえて、施設型と地域型の徴収基準をそれぞれ定めたいと考えています。

委員 利用者負担に関しては、利用者の多いD4からD6の階層は、若くて共働きで保育所に預けている方が多いと思います。ここの利用者負担をこの機に下げられないと、せっかく新制度になって、地域型や認定こども園をつくります、一時保育もします、さまざまな利用できる場所をつくることになったとしても、利用者負担額が微増でも上がると、何のための新制度かとなると思うのです。

先ほども言ったように、消費税を上げるが、上げた分は新制度のためにも使うという説明がされて、皆さんが納得されて現在あると思うのです。しかし、その制度でたくさん保育所をつくったとしても、保育料が現行どおりで納得されるのかなと思います。

公定価格については、国が決めたことだからどうしようもないだろうと、質問しなかったのですが、西宮市の利用者のことを考えたときに、地域型保育事業の利用者負担をこのように低く設定したままで堅持しようとするのなら、ほかの方法も考えることができるのではないかと思います。それをすることで、「子育てするなら西宮」というキャッチフレーズを生かすことができるのではないかと思います。

地域型保育事業の利用者負担に関して、私も小規模保育事業を運営しているのですが、すごく安いなと思いましたし、利用されている方たちもありがたいと言っておられます。このような低い保育料であれば、子どもを預けて働きたい人が増えてくるのではないかと思います。

保育料が高いことで、働いて得た収入のほとんどを保育料につぎ込まなければいけないのが、30代前半の世帯の現状です。将来の自分たちのためにと考えて、子どもを保育所に預けて働いている人がほとんどなのですが、そういう人でも、「今は保育料につぎ込むのは仕方がないと思わなければ、この保育料は払えない」と考えている方が本当に多いのです。

西宮市の考え方として、低所得者層の負担が増えないように今までやってこれ

たことは、もちろん私もすばらしいことだと思っています。しかし、中間層の方の保育料も、もう少し考えなければならぬと思います。

委員 私の周りにも保育料のために働いているような女性がわりといますが、働き続けなければいけないし、仕事をし続けたいから、自分の収入のほとんどを保育料につぎ込んでいる家庭も多いと思うのです。それが中間層だと思っています。

ですから、すごく所得が低いわけではないけれども、保育料を引くとそれほど残るわけでもない、そういう階層の人に保育を保障していかないと、この制度は女性が働くためですから、何かおかしいのではないかと思います。

もちろん、所得の高い人は税金をたくさん払っていらっしゃるから、リターンを少しでもという意見もわかりますが、今声を上げている人たちは、ちょうどその中間層の人が多いと思います。ですから、そのあたりを考えていただきたいと思いません。

事務局 どの階層の保育料をどの程度引き下げるのかについては、市としても考えていく必要があると思います。

ただ、公定価格については、今後、質の向上に向けても財源投入していくことになっているのですが、利用者負担である保育料については、国の方では同じような水準を求めているところがありますので、残念ながら引下げにはつながっていないのは事実だと思っています。

委員 確かに、保育料を下げることは非常に大事な問題だと思えますし、安い方が利用者にとっていいとも思えます。

しかし、一方で、限られた予算の中で保育の質も上げていかなければいけない部分があると思います。限られた予算の中で保育料を下げていくことは、保育の質が下がっていくことになりかねないとも思うのです。あまり一つのことばかり言ってしまうと、保育の質を下げざるを得なくなるかもしれません。「保育料は下がったけれども、保育の質も下がってしまった」という話になると、何をしているのかわからなくなる部分もあります。ですから、両方が充実できるように考えていただきたいと思いません。

保育士の雇用に関して大変問題になっています。職員の処遇面を上げていただきたいと常に思っていますので、そういうところにもお金をつぎ込んでいかなければいけません。これが保育料と直接かかわるのか、市がどれだけの公費投入をできるのか、国から今までよりもたくさんのお金が入ってくるのか、いずれもよくわかりませんが、そのあたりも含めて、両方がいいような形で考えていただきたいと思いません。

今は、「利用者負担」の議題ですから、それはなるべく減るようには思うのですが、それがあまり行き過ぎて、保育の質が下がってしまったら本末転倒ですので、よろしくお願ひしたいと思いません。

委員 今は利用者負担の話をしているので、利用者負担は増えない方向を堅持してほしいと思いません。

委員 しかし、先ほどから下げる、下げるとおっしゃっていましたから。

委員 上げないでほしいなと思うということです。

委員 下げる努力をこの機にやるべきではないかとはもちろん思っていますが、質のことはまた別です。

事務局 実際、利用者負担額を下げると、公定価格よりも下がってしまいますので、その上で保育の質を確保しようと思うと、市の財源を投入するしかないこととなります。利用者負担を下げることは確かに大事なことです。そちらばかりに向かってしまうと、保育の質にも影響が出かねないところがあります。ですから、そこは市としてもいろいろと考えていく必要があると思います。保育料を下げることを優先すると、バランスが崩れるかもしれないことは、ご理解いただきたいと思います。

委員 階層については、たくさんあった方がいいとは思いますが、国は8階層で、西宮市は11階層で現行やっているのなら、11階層でいいと思います。

先ほどD5からD8階層を下げる方向で検討するということでしたので、私は、それをお願いしたいと思います。

委員 私も、近隣との比較で言えば、確かにD8階層は高過ぎるので、座長が言われたように、ある程度階層を絞って、そこをどうするかをよく考えていかなければいけないのではないかと思います。9万8,800円はほぼ満額に近い額ですので、そのあたりは考えてもらえたらと思います。

それから、あまり複雑にしても難しくなるので、「できるだけシンプルだけれども、それなりの負担はあるな」という感じの設定をぜひ考えていただきたいと思います。

そういう意味では、比較対象としてどの市を想定するかの問題はありますが、先ほど答えられた近畿圏の中核市あたりで比較するのがいいのではないかと思います。

委員 確認しますが、階層区分を国の8階層に対して11階層に設定しているのは、負担の急激な上昇を避けるという意味ですか。

事務局 そうです。言われるとおり、国の8階層では、階層が1つ上がると保育料が大きく上がることとなりますので、できるだけ急激な上がりを抑えることも考慮した上で、11まで階層を細分化しています。

委員 それで納得しました。11階層でいいと思います。

座長 いろいろと確認したいのですが、保育ルームなどの地域型保育事業は、認可保育所の保育料よりも安いですね。保育標準時間利用と保育短時間利用は同額ですね。私が気にするのは、安いのはいいのですが、市民にどう説明するのかです。3歳児以降の保育の継続性が保障されていないなど、いろいろなことがあって、皆さん、認可保育所を選びがちです。しかし、保育ルームのよさをわかっている人もいますし、給食がないなどの理由で保育料が安いこともいいと思うのですが、理屈をきちんと立てないと市民の方は納得できないと思うのです。

例えば、地域型保育事業では、保育標準時間利用と保育短時間利用が同額になっていますが、もともと保育時間が短くて、11時間利用の人はほとんどおられないということですか。

事務局 地域型保育事業の保育標準時間と保育短時間で同じ保育料設定を考えている根拠の1つとしては、保育時間が少し短いことと、保育料そのものが認可保育所と比べて軽減する形で設定していることもあります。

もう一つ、西宮市で保育ルームとして運営している施設は、新制度のもとでは家庭的保育事業という位置づけになりますので、利用者負担のもとになる国の公定価格では標準時間利用と短時間利用が同額になっていることが大きな理由となっています。利用者負担が公定価格の一部であることから考えますと、地域型保育事業は保育ルームだけではありませんが、利用者負担が同額であってもよいのではないかと考えています。

座長 今まで確認できたことをまとめます。

国は8階層だが、階層間で負担が急激に上がることを防ぐために、階層を細かくして11階層にする。

D5階層以上、特にD8階層が他都市と比べると圧倒的に高いので、この階層の利用者負担を他都市とあまり差がないレベルまで下げる。

地域型保育事業の利用者負担に関しては、認定こども園や保育所よりも下げる。

保育ルームなどの地域型保育事業に関しては、国が定める公定価格では標準時間利用と短時間利用とで差がないので、西宮市でも同じにする。

そういう方向性が示されました。

ほかに何かご質問等はありませんか。

委員 基本的なことを聞いて申しわけないのですが、現行の保育所では、短時間利用と標準時間利用で保育料は違っているのですか。

事務局 特に違いはありません。

委員 今後このようになるということですね。

事務局 そうです。来年4月以降は、標準時間利用で認定されるケースと短時間利用で認定されるケースが出てくることになります。

委員 同じ保育所の中でも違ってくるわけですね。

事務局 そうです。同じ保育所の中でもそれぞれいらっしゃることになります。

座長 保育料はあまり変わりませんが、保育所に入る公定価格が違いますから、その点が大きいです。

委員 地域型保育事業の中の標準時間利用と短時間利用とが同額なのは説明できたとしても、同じ保育所の中の短時間利用と標準時間利用の差があまりないことは、なかなか説明が難しくないのかなと思います。

説明会の開催が市政ニュースに載っていましたが、そのことは、現在保育所に通っている方たちに話はいっているのですか。それとも、今からなのでしょう。

座長 地域型保育事業の標準時間利用と短時間利用に関して、国が保育料に差をつけているのに、西宮市は同額としている点について、どのように説明されますか。標準時間と短時間で差が出ることは、パンフレットには出ていないのですね。

事務局 認可保育所などの場合、標準時間利用と短時間利用とで利用者負担はほぼ差がないのですが、実は国の公定価格では、結構大きな単価の差が出ています。

この国の意図をどこまで深読みできるかという問題はありますが、市の方では、当然保育料を露骨に下げてしまうわけにいかないこともあって、「保育料については、国をベースにした考え方にしています」という説明をしていくしかないのかなと思っています。

委員 今利用している方たちに対しても、「新制度に移りますよ」という形で納得してもらおうということですか。

事務局 そうなります。確かに結果論では短時間利用でも差がないことは事実として出てしまいますが、そこはご理解いただかないと仕方がないかなと思います。

委員 もともと、ほかの方が払っている保育料はわからないわけですからね。

座長 ほかにご意見はありませんか。

〔発言者なし〕

座長 いろいろ議論がありました。2号認定子どもと3号認定子どもの利用者負担について、一応私たちが言いたいことは言ったということにします。

保育料に関しては、市からは、D5階層以上を他都市と差がないように下げたいということと、新制度スタートにあたって全般的に下げることができないかというご意見がありました。ただ、差額を財源で埋めなければいけないので、一方的に利用者負担を下げることは、市の負担が増すだけではなく、保育の質を下げることになるのではないかという危惧も出されました。新制度に期待している人は多いですから、そこはきちんと考えていただきたいと思います。

うまく理屈が通る説明、利用者が納得できる説明が必要だと思うのです。保育料を下げる際には、「なぜその階層を下げて、ほかは下がらないのか」というあたりも、どの人も間違わずに同じ説明をして、どの市民の方にも説明がぶれずに、その方針が明確であることが、制度が変わるときには一番必要だと思いますので、考え方をまとめてやっていただきたいと思います。

少なくとも次の29日の子ども・子育て会議には、もう少し明確なお考えと資料をきちんと出していただくことを期待します。

次に、1号認定子どもの利用者負担に進みたいと思います。

まず、事務局から説明をお願いします。

事務局 それでは、12ページをご覧ください。

まず、(1)のアには、西宮市における現行の利用者負担について記載しています。公立幼稚園の現行の保育料は、すべての利用者に対して一律月額9,600円としています。

ただし、低所得世帯の負担軽減を図るために、階層区分を設けて保育料を減額又は免除する運用がなされています。これがイの部分になります。

ウの私立幼稚園の保育料は、各園で定められていることもありまして、月額1万7,000円から3万円の間で設定されています。また、保育料のほかに、3万円から13万円の間で、各園で入園料が設定されています。

次に、エの表は、私立幼稚園に通園している子どもの保護者に対して、その世帯収入に応じて受けることができる市からの就園奨励助成金の額を示しています。

次に、13ページをご覧ください。

(2)には、国が示す新制度における利用者負担の基準を記載しています。これも、先ほどの2号・3号認定子どもと同様に、公定価格の仮単価とともに示された利用者負担の上限額のイメージとなっています。記載している金額を上限として、市のほうで具体的に利用者負担を設定することになります。

次に、本日配付した追加資料をご覧ください。

1ページの下のところ、「3.1号認定子どもの利用者負担」には、1号認定子どもの利用者負担に対する本市の考え方をまとめています。

まず、階層区分は、現行における本市の就園奨励助成金では7階層にしていますが、新制度においては、国の基準と同様に、5階層とする方向で検討しています。

次に、国からの情報では、公立幼稚園の利用者負担については、施設型給付費の財源はすべて市町村の財政負担となることから、国として利用者負担の基準を定める予定はないと聞いています。

現行の本市公立幼稚園においては、減免制度によって実質的には応能負担が実施されていますが、新制度においても、これを世帯の所得に応じた応能負担として、私立幼稚園と同様に、5階層に設定する方向で検討しています。

なお、公立幼稚園と私立幼稚園の利用者負担額を同額とするのか、又は別額とするのかについては、今後の検討と考えています。

追加資料の裏面、2ページをご覧ください。

ここには、国が示す基準と本市における平成25年度の実質的な保育料負担の平均額を並べて記載しています。

実質的な保育料の負担額は、各私立幼稚園の保育料から就園奨励助成金を控除した後の額の平均額となります。これらの資料をもとに、今後、具体的な利用者負担額の設定を検討していきたいと考えています。

1号認定子どもに係る利用者負担については、以上です。

座長 事務局から説明がありましたが、最初に私から確認したいと思います。

公立幼稚園の保育料は、現行は月額9,600円で統一されているが、世帯所得に応じて減額・免除があるので、結局は保育所と同じように応能負担になっていて、負担のない方から9,600円の方までおられる。

私立幼稚園の保育料は、どなたも同じ額を各園に払われるが、後払いで世帯所得に応じて就園奨励助成金が支給されているので、実質的には応能負担になっている。

新制度の幼稚園に移行した場合は、施設給付型の幼稚園になって、就園奨励助成金がなくなるので、階層区分のある応能型の保育料体系を入れたい。

国基準の保育料にすると、今の実質負担から考えると非常に高くなるので、国基準より下げたものにしたい。

階層区分については、今までは就園奨励助成金で7階層にしていたが、少なくとも国に合わせて5階層にしたい。

そのほか、「公立幼稚園と私立幼稚園の利用者負担をどうするか」については、今日は議論しないのですか。意見は出していいわけですね。

事務局 はい、ご意見をいただきたいと思います。

座長 そのほかに確認できることは何かあるでしょうか。

事務局 大きくは、「私立幼稚園の保育料の水準をどうするか」という点と、「公立と私立の保育料を同額とするのかしないのか」という点、この2点が大きなポイントだと考えています。

事務局 所得階層のことについて補足して説明します。

12ページ一番下のエの「平成26年度就園奨励助成金の支給金額」の表をご覧ください。

表の一番下の年収680万円～800万円の階層に対しては、国の助成はありません。しかし、西宮市では、第1子の場合に限り、この階層の方にも独自に助成しています。

なおかつ、総所得800万円以上の方々には、現在、国、市とも助成はありませんが、国は第2子以降に対して助成することになりました。

ただ、国としては、一番所得の高い第 階層に対しては助成しないという考え方がありますので、追加資料2ページの下グラフを見ていただくと、第 階層のところ、国が基本にしている私立幼稚園の標準の保育料2万5,700円になっています。つまり、この所得階層の方々には基本的に減額をしないというのが国の考え方です。

これをまずご承知いただいて、7階層が5階層になることについては、国が示しているものの中には第 階層に対する助成が全くないところを、西宮市としては、そこに所得階層の区分を1つつくって利用者負担を下げる方向で考えているとご理解いただきたいと思います。

まずは、その部分だけ先に説明させていただきます。

座長 先ほどの2号・3号認定子どもに関しては、来年度以降のイメージがありました。1号認定子どもに関しては、イメージはないのです。26年度の就園奨励助成金の支給金額の表はありますが、5階層にすると口頭で言われただけで、新制度になる来年度以降にどうするかというイメージ図はないのです。

事務局 イメージ図と言われるのは、ある程度数字を入れた表はないのかということですね。今の段階では出せていません。

委員 ということは、現在は基本的に5階層だから新制度になっても5階層という捉え方でいいのですか。

先ほどの2号・3号認定子どもの場合は、国が8階層なのを11階層にして、急激な保育料の上昇をさせないという考え方があるのに、1号認定子どものほうは、現行の7階層が5階層になるということで、これは少しおかしいような感じを受けますが、そう捉えていいのでしょうか。

事務局 階層を細かくすることがいいというお考えで、7階層が5階層に減ると助成が少なくなるのではないかとということですか。

委員 いいえ、助成ではなく、区分が少なくなれば、階層間の負担額の差が大きくなりますね。

事務局 まず、実情からお話をさせていただきます。

今私どもが考えているのは、追加資料の2ページのグラフを見ていただくと、国は、就園奨励助成金のない第 階層の利用者負担を、現在の私立幼稚園の保育料平均額である2万5,700円とする考え方です。今西宮市が就園奨励助成金として行っているのは、第 階層を半分に割って、総所得800万円未満の方については、第1子についても就園奨励助成金が出ています。新制度になって、国では800万円以上の方について第2子以降は出すように言っていますが、第1子は出ていません。ですから、区分を増やすとすると、この第 階層を2つに割ることになります。それをするよりも、第 階層は1つのままにしておくことによって、全体の利用者負担額を下げるという形で考えるということです。

ですから、負担の割合がこれでは差が開くことになると考えて、第 階層を2つに分けることも一つの手かと思いますが、私どもとしては、第 階層をそのままくくりの中で利用者負担を下げる方向で考えた方が理屈が通るのではないかと考えているということです。

座長 よくわからないのですが、確かに幼稚園保育料に比べれば保育所保育料の上限はものすごく高いけれども、国が8階層なのをわざわざ11階層にしているのは、階層が上がることによって急激に保育料が上がることにならないように、なだらかな負担で少しでもきめ細かくやりたい。つまり、「西宮市の子どもには、きめ細かく負担が急激に上がらないようにする」、これが11階層にした考え方ですね。その考え方をもとに、5階層にした説明をもう一度していただけますか。

事務局 第 階層については、今までの就園奨励の考え方では全く助成がなかったところに市が独自に助成しているという考え方があります。国の考え方としては、これまでの就園奨励の考え方でも、今回の利用者負担の考え方でも、第 階層のところには特に何かしらの助成を行うことを考えていなかったというのが一つの方向です。

西宮市としては、階層を増やすのではなく、第 階層そのものの利用者負担額を引き下げる、また、ほかの階層もすべて全体的に引き下げる方向で考えることによって、大きく負担額が所得階層によって差が開かないという方向で考えていると考えていただきたいと思います。

座長 もう一度質問させてください。

10ページの2号認定子どもの表を見ていただければわかるのですが、生活保護世帯から、260万円、330万円、470万円、640万円と階層があります。幼稚園の保育料の場合は、270万円、360万円の次は680万円まで飛ぶわけです。もちろん、西宮市の利用者はお金持ちが多くて、所得階層の高いところに集中していることはわかっていますが、保育所では470万円あたりにもう少し段階を設けて、きめ細かく利用者負担額の削減を図っているにもかかわらず、360万円から680万円に飛んでいる理由は何でしょうか。

事務局 これまでの就園奨励の考え方をそのまま踏襲していることになりまして、特に今回の改定によって、所得階層を一つにまとめて階段を大きくしたわけで

はありません。これまでの就園奨励の考え方がここに反映されていると考えてください。

座長 保育所に関しては、きめ細かく世帯の所得を区切るけれども、幼稚園はなくていいとお考えなのですね。保育所は、この機に、国の制度をよりよいものにしようという考え方で、階層を細かくして、きめ細かく負担を急に増やさないように考えているけれども、幼稚園は、そもそも今までのやり方を変えるつもりはないし、そういうことをしたことがないから、今回もしないということによろしいのですか。

事務局 今の考え方としては、国の方向のまま考えていくべきではないかと考えているということです。

座長 同じ西宮の子どもでも考え方が違うということですね。

事務局 はい。

委員 単純にそこが疑問になってきます。

委員 今課題となっているのは、保育所と比べて階層区分が非常に不都合なこともあるのではないかという質問に対して、国どおりでやっていくんだと答えておられますが、そもそもこれは国とのお金の精算基準ですね。ですから、階層区分をより適切なものにしてやっていくことは可能だと思うので、そこもご検討いただきたいと思います。負担できる人もいるし、ここまで上がるとどうしても負担できない、しかし幼児教育を受けさせたい人が断念しないようなことも含めて、できるだけ負担の分かち合えるような階層区分を考えていただきたいと思います。

事務局 ありがとうございます。今の段階では方向性なので、凝り固まっているわけではないのですが、もう一つお聞き願いたいと思います。

12ページの表をご覧ください。

推定年収によって階層がそれぞれに分かれていますが、それによる今の就園奨励助成金の金額についても、13ページの国が示している階層の利用者負担額についても、保育所のような形で階層が1つずれることによって大きく金額が変わるものではありません。ですから、ここの所得階層を細分化すると、利用者負担額が2,000円刻みぐらいの階段になるわけです。それによるこちらの事務の増え方や、保護者の方の負担感の増え方なども含めて、保育所と比較していただく必要があると思います。

座長 もちろん額は保育所に比べると少ないですよ。しかし、6,800円から1万1,000円を考えれば、ほとんど倍ではないですか。年にすると7～8万円の差になるわけです。

今のご説明では、要するに手間がかかって面倒くさいからやりたくないということですね。

事務局 就園奨励助成金ができるときには、保育所がやっているように細かく支給区分を考えるよりも、国としても、また市としても、この区分が最適ではないかと考えていたということです。

もう一つ申し上げますと、就園奨励助成金の制度は、毎年制度の基準が変わります。

階層区分は大きく変わりませんが、助成額が毎年変わることがあって、そのことをこちらが年度末に受けて翌年度に反映することを考えると、国から来たものを市のほうで階層を細かく変えていくことの難しさもあるのではないかと考えています。

就園奨励助成金から今度は利用者負担に変わるわけですが、そのことについては、階層区分を細かくすることによって保護者の負担感がどうなるかを考えなければいけないかと思っています。ただ、基本的には今の形でいいのではないかと考えているとご理解ください。

委員 就園奨励助成金はなくなって、利用者負担も応能負担になっていくのですね。それは、幼稚園の保護者も、年収によって保育料が変わることに頭が切りかわっているようです。しかし、全員が就園奨励助成金を受けているわけではないので、就園奨励助成金の考え方だけに固執するのはどうなのか、それを取っ払うのが今回の新制度の考え方ではないかと思うのです。

保護者の中でも、戸惑っている人もいますが、何にもわからない人は何にも考えていないです。しかし、実際に自分が払う段になって「なぜ」となるよりも、最初から理屈がわかるように説明しなければいけないのではないのでしょうか。この表をずっと持っておいて、保育料が決定したときに照らし合わせる人ばかりではないと思いますから、根拠がわかることが大事ではないかと思っています。

たとえ何千円であっても、利用者負担のことを考えて、もう一つ階層を増やしてもいいかもしれないなと思っています。幼稚園に行っている人全部が裕福な人ではないので、もう少しきめ細かく考えていただきたいです。それこそが西宮ならではの考え方ではないかと思っています。

委員 公立はすべて新制度になりますが、私立は、新制度に移行するのは、予定も含めて5園だけですから、この議論は難しいところがあります。しかし、5階層にすると、2号・3号認定子どもところで納得した話と整合しなくて、特に事務手続が大変だからと言われるのなら、少しおかしいと感じます。

委員 事務手続に関しては、私にはそれがどれぐらいの金額になるかわかりませんが、それが膨大になって、質にもかかわってくるのであれば、階層は提案のとおりでもいいと思いますが、その金額などがわからないので、正直何とも言えません。考え方的には、ある程度はわかります。

委員 よくわからないのですが、私が見たところ、保育所の方は、現行が11階層でいけているから11階層そのままいきたい、幼稚園のほうは、5階層にまとめることができるし、今までの理屈で理解できるから、国と同じ5階層にしたい、そういう話ではないのですか。5や7という数字だけの問題ではなくて、国に合わせてやすいから今までの考え方を含めた形にしたいという原案のように見えて仕方ありません。ただ、説明の仕方がおかしいのではないかとはいいます。

しかも、5階層にするといいながら、原案では、Bを2つに分けていますから、6階層ですね。これも何か変な話だなと思います。これならば、「6階層にする」と明確に言い切ったほうがいいという気がします。

細かくすることに向けての考え方ですと、今までの7階層ではなく、2,000円し

か変わらないとか、4,000円しか変わらないという話もあると思いますが、そのパーセンテージをこれから考えていくのなら、いっそのこと、5階層を2つずつに分けて10階層ぐらいにすればいいのではないかと思います。

今までのお金の取り方からこの原案ができていないかと思うのですが、違うのでしょうか。

事務局 委員に言っていたのとおりなのですが、私の説明がうまく通らなくて、申しわけありません。

ただ、一つつけ加えなければいけないのは、追加資料の2ページの上の表でBの階層が2つに分かれていることについてもう少し詳しく説明したいと思います。

Bというのは、第 階層でくくられている部分です。ここは、今までの就園奨励助成金においては、市民税非課税という条件の中に、「所得割のみ非課税」と「均等割・所得割ともに非課税」とで若干の金額の違いがあります。それは、12ページの下の方にあるように、4歳児の第1子のみが適用されるだけで、そのほかの大きな変更はありません。

ただ、公立幼稚園と保育所では、第 階層の中の母子・父子世帯や生活困窮が非常に切迫している状況の家庭に対しては、減額して0円にするという形をこれまでもとってきました。この制度は、就園奨励助成金の中ではなかったのですが、今回の利用者負担の考え方の中では、これを一部取り入れようと思っています。

ですから、階層としては第 階層でくくっていますが、母子・父子世帯や生活困窮が切迫している状況の家庭については対応しようと考えています。ですから、第 階層の中を2つに分けることは考えています。

ただ、大きなくくりとしては、今までの基本的な考え方として5つの階層で考えてきていましたので、それを踏襲したいと考えているということです。何も安易に考えて今までやっていたことよりも5階層にまとめたわけではないことだけはご理解いただけたらと思います。

委員 今までやってきたことを変えていこうというのが今回の新制度だと思うのです。追加資料2ページのDとEの階層を比べたときに、市民税21万1,200円以下と21万1,201円以上のところで5,000円ぐらい上がっていることは高過ぎるのではないかとひっかかります。そのあたりにもう1つ階層を入れてもいいのではないかと、これを見たときに思いました。

委員 国が示す1号認定子どもの利用者負担は、就園奨励助成金の話が中心になっていますが、公立幼稚園の4・5歳児もこの利用者負担になっていくわけですね。

座長 それはまだこれからの話になります。

これまでの皆さんの意見を聞いて、座長の意見を言わせていただきますと、これまで私立幼稚園は同じ保育料を払っていました。就園奨励助成金は、振り込まれるからお互いによくわかりません。しかし、新制度に移行すると、明らかに、「あなたは1万1,000円なの？ 私は6,800円よ」という話が始まってしまうのです。自分で出すものに対する認識力の差というか、出すものに対しては全然違うのです。

ですから、何度も言うとおりの、私たちの意見では、保育所は、もちろん保育料が

高いこともありますから、国の8階層をわざわざ11階層にして、しかも、年収470万円、640万円、930万円という階層を2つに分けているわけです。西宮市で収入の高い階層に利用者が集中しているのは、階層のくくりが大き過ぎるからなのです。

ですから、一つの幼稚園の中に保育料が違う人がいるという、今までとは違う文化、新しい体系が入ってくるのです。人間、こういうときにはすごく敏感になります。

どう考えても、たかが5,000円かもしれませんが、1万1,000円から1万6,000円という40%上がるのですね。6,800円から1万1,000円でも、ほとんど倍です。その差に皆さんはすごく敏感です。しかも、これを年間にすると5万円から7万円にもなりますので、保護者にとってはとても大きなお金だと思います。

私たちの意見としては、できれば階層をもう少し、せめて低いほうは、保育所に合わせて、470万円前後に1階層入れたほうがいいのではないかとということが1点です。

それと、教育委員会から数々ご説明をいただきましたが、全く説得力がありません。もう少し説得力ある説明があれば通るのではないかと思います。

私たちはもちろん決めるところではないので、意見をお伝えしますが、同じことが子ども・子育て会議でも言われるでしょうし、議会に出したら決めることになりますから、この説明では説明責任を果たしたことになると思いますので、それだけはお伝えしたいと思います。

ここで10分ぐらい休憩を入れます。

〔午後3時40分 休憩〕

〔午後3時50分 再開〕

座長 それでは再開します。

引き続き1号認定子どもの利用者負担についての議論を続けます。

休憩時間中に委員の方々とお話しして、肝心なことをお伝えしたいと思いました。

新制度では、施設型給付に一本化されるのですね。今までは、保育所には厚生労働省の予算、幼稚園は私学助成・就園奨励助成金という文部科学省の予算でしたが、新制度に移行する幼稚園は、施設型給付で、保育所と同じお金が来ます。同じ考え方で配られます。

ですから、そもそも同じお金を就学前の子どもの教育・保育に出すのに、なぜ保育所の所得階層と施設型給付に移行した幼稚園の所得階層が違うのか、おかしいのではないかと議論になりますよ。これはおわかりになりますか。

ずっと教育委員会は、就園奨励助成金がこうだからこうという説明をされましたが、今度は違うのです。この幼稚園は新制度に移るのです。新制度は新制度の考え方で、すべての就学前児童に良質の教育・保育を保障するという考え方であり、保育所側は国の8階層より11階層にしてきめ細かくやっている。しかし、幼稚園はその階層が違って、しかも、それが少なくないのかをどうやって説明するのかということです。

今までは、文部科学省から出るお金だから別だと言えました。面倒くさいとか、

国から来るお金をもう一回市で計算できないと言えました。しかし、今度、施設給付費で来るときに、幼稚園の子どもと保育所の子どもの扱いが違う理屈は何か、説明できれば違っていてもいいのですが、むしろ違いがあることをどうやって説明するのかなと思うのです。

委員 論点を一つずつ絞っていった方がいいですね。

座長 そうですね。お願いします。

委員 追加資料1ページの「3.1号認定子どもの利用者負担」にある「本市の考え方」の の3つ目に、「国が示す基準を軽減した金額に設定する」とありますが、新制度になったのに保育料が上がった人が出ることはおかしいと思うので、このところはそうしてほしいと思います。

そこで、それはどうやって実施するのかを説明してください。

事務局 階層をできるだけ細分化するというご意見もいただきましたが、国の階層をどうするかよりも、国が示す基準額をどうするかだけの話をさせてください。

国が示している基準額は、追加資料2ページの下の方の棒グラフの一番上のラインになります。

また、私立幼稚園に通われている方の実質の負担の平均額、つまり、3歳・4歳・5歳、また、第1子・第2子・第3子、すべてを含めて、支払った保育料から就園奨励助成金を差し引いた実質の負担額の平均額は、棒グラフの中にある点線のラインになります。第 階層のところには点線がないのは、保育料が0円だからです。

このことからわかりますように、本市としても、国の就園奨励助成金の金額よりも一定上積みしながら保護者負担の軽減を行ってきた経緯がありますので、まずはこれを一つの目安としながら、国の基準よりも利用者負担額を引き下げていく方向で考えています。それは、各階層ごとに考えているとご理解ください。

委員 「本市の考え方」の の一番下に、「本市において、公立幼稚園と私立幼稚園の利用者負担額を同額とするか、別額とするかについて、今後検討する」とありますが、「同額」にできるのですか。

事務局 国の考え方では、国の基準としてのこの水準額を示しながら、公立幼稚園については、新制度になっても、施設型給付とは別の財源の地方交付税の中から出さないと なっていますので、公立幼稚園については、特に「これに合わせなさい」とか「合わせなくてもいい」とは言えない立場になっています。

そのことがまず1つありながら、私どもとしてどう考えるかですが、公私の負担の格差があることは、やはり制度の根幹からずれてしまうのではないかと考えて、できる限り格差を生じさせないでいくことが必要だと考えています。

ただ、追加資料2ページの棒グラフに西宮市の公立幼稚園の月額保育料である9,600円のラインを引くと、あまりにも負担増になってしまうところが多いのです。このことを実質的にどこまでできるかについては、公立幼稚園の利用者負担額をどこまで上げられるかと、国の基準額をどこまで下げられるかのバランスによるかなと思っています。その上で、できる限り公私の利用者負担額を近づけていきたいと考えています。

委員 ここに書かれている「同額」というのは、少し違うかなという感じですかね。検討する上で、同額という読みはないわけですね。

事務局 確定というわけではないとご理解ください。ただ、そこへ方向性を持っていっているとご理解いただけたらいいと思います。

委員 新制度の制度設計の中では公私間格差をなくすことが基本なので、そうなのかなとは思いますが、これはなかなか難しいなと思いつつ、質問させていただきました。

委員 格差をなくすということは、明らかに公立を上げることになりますね。多分、公立の保護者は何か言うだろうけれども、それに対してどういう納得のさせ方をするのかをお聞きしていいですか。

事務局 今の段階で、応能負担の考え方にすると、第 階層、第 階層のところは、今までどおり減額・免除の考え方がありますので、ここから一定利用者負担額を下げていくことがもしできれば、今の現状からものすごく金額が上がることにはならないように考えられるのではないかと考えています。ただ、第 階層、第 階層と上がるに従って、当然、今の9,600円よりも上がってしまうことに関しては厳然たる事実になってしまいます。

そこへの説明の仕方としては、今の公立幼稚園のあり方を少しなりとも考えていくことによって理由づけができるのではないかとということも考えなければいけないと思っています。

委員 そこがとても肝心だと思います。今おっしゃったのは、公立幼稚園のシステムなりの改善ということだと思いますので、そのあたり、納得できるような具体的なことは何か考えていらっしゃるのですか。

事務局 公立幼稚園については、これまでの経緯を踏まえた公立幼稚園の将来構想として、適正配置の考え方や教育・保育の中身のことについて、具体的なことを今年度中にお示しすることにしています。それを現在考えているところですので、利用者負担額のことと考えて、今年度中に皆様にお示しすることにはなるとは思いますが、現段階で具体的なことは言えない状況です。

委員 保護者は、現時点で既に幼稚園選びに関して一喜一憂、右往左往しています。この秋に利用者負担額については出るわけですね。それはまだなのですか。

事務局 利用者負担額については、最終的には国の財源のことがまだ出ていないので、具体的な金額はまだ言えない状況です。

委員 わかりました。年度内にそのあたりが出てくるということですね。

事務局 はい。

座長 確認ですが、少なくとも来年度の公立幼稚園の保育料が上がることは決まっている、上げたいのですね。

事務局 「上げたい」と言われるとあれですが、上がってしまうことになります。

座長 上がってしまうことになる。なぜ上がるかという説明は、まだ考えていないのですか。

事務局 考えています。ただ、今は具体的に申し上げられなくて申しわけないの

ですが、例えばとして少しお話しさせていただきます。

今の私立幼稚園と公立幼稚園の差は何かということになると思います。施設型給付の中に入って、公私を同額にするというスタンスで考えるならば、例えばバスの運行や給食、一時預かり、3年保育という、基本的な部分ではないところでいろいろな差があることは今までどおりだと思います。ただ、保育時間の問題など基本的な保育のところでは公私の差がないような方向で考えていきたいと思っています。

委員 例えば何ですかと聞いたらいけませんか。

事務局 すみません、本当に具体的なところまでは、まだ申し上げにくいのですが。

委員 今のご説明ですと、3年保育や預かり保育などをやっていくことを視野に入れてという説明にはならないのですか。

委員 「そうではなくて」とおっしゃいました。

事務局 そういう話はまた別の話と考えてください。本当に例えばの話でいくと、今、公立幼稚園の場合、月曜日と水曜日はお昼の12時までで保育時間が終わっています。それは、一般的な私立幼稚園の保育時間とは多分違うと思うのです。曜日によってもそうですが、12時で終わっている私立幼稚園は、多分ないと思います。

委員 いろいろあります。うちの園がそうで、11時50分で終わっています。

事務局 例えばそういうことも比較していく中でということ考えていただいたらいいかなという一つの例です。

委員 少し疑問に思うのですが、「私立幼稚園と行っていることに差があるから公立幼稚園は安い」という理屈ですか。

事務局 裏返しになってしまうのですが、今までの公立幼稚園のあり方がどうだったかということでは、差があるから安いというだけではないです。当然、公立幼稚園としての存在意義があったり、阪神間それぞれのレベルの話があったり、ほかの保育料との差があったりということも考えています。ただ、今回の新制度に乗った場合、公私の区別がない施設型給付の中に一体として入ることを考えれば、公私同額の考え方が基本的な趣旨としてあるのではないかとということです。

委員 公立の施設がそれなりの保育料で運営していることは、それなりの理由というか、歴史的経緯があってそうなっている部分もあるのかなと思います。本当であれば、ここ数年の間で保育料の見直しが必要であったのかなという気がします。それがなされていけば、これほど急激なことを考えずに済んだのではないかと思います。

そういった中で考えなければいけないのは、公立幼稚園が私立幼稚園よりも安い費用でやっていく意味が、昔の創設されたときに比べて今でも残っているのか残っていないのかが一つの大きなポイントかなと思います。それなりに公立幼稚園が運営していく意味があるのであれば、保育料については考える余地があるのかなという気がします。もしそうでないのであれば、これを機会に同額という形に進んでいく必要があるのかなと、何となくそういう気がします。

ですから、なぜ上がっていかなかったのかという部分も、一つの大きなポイント

かなという気がします。安かろう・よかろうというところはあると思いますが、そのあたりをある程度ほうっておいてしまった結果なのかなという気がします、間違っているでしょうか。

事務局 保育料に関しては、24年度の包括外部監査の中で、公立幼稚園における経営の状態という視点からいろいろとご指摘をいただいた中に、公立幼稚園の保育料があまりにも安過ぎるのではないかとご指摘をいただいたことがありました。現状を踏まえて、人件費や、少人数の子どもたちに対してそれぞれかかってしまうことで、公費全体としてかさんでいることも考えると、もしこのまま存続することが必要であれば、一定の保育料の見直しが必要ではないかというご意見をいただいていたことは事実です。

そのことと、保護者にとっては「幼稚園という同じカテゴリーなのに」という意識がある中で、公私の負担にあまりにも差が大きいことに対してどう考えるべきかという考え方の中から、本市としては就園奨励助成金を国以上に積んできた経緯があります。

そういうところから考えると、新制度においては、公私の格差をできる限り縮めていくべきだという考え方の中で、この考え方を踏襲しているのご理解いただければいいかなと思います。

委員が言われるように、そこまでして公立幼稚園を残す理由があるのかということにもなってくると思います。その点については、今後私たちは、「こういう理由で残す必要があります」ということを言っていかなければなりません。また、別途の考え方では、適正配置の考え方の中で、今は幼稚園のニーズが減ってきていますから、ある程度数を減らしていくことについて皆さんにお伝えしているところです。

委員 確かに新制度に移る中で、長時間の保育を必要とする子どもも、短時間の保育を必要とする子どもも、あるいは幼児教育を必要とする子どもも、基本的な考え方として利用者負担は同額であるだろうことは、流れとしては正しいのかなと思います。ただ、幼稚園という形があり、保育所という形がありという中で、現在、公立幼稚園の保育料が9,600円になっているのは、いろいろな経緯があつたことだと思うのです。「本当はもっと早くから上げておかなければいけなかったのではないか」というのが委員がおっしゃりたいことだと思いますが、現在この保育料であるわけです。

しかも、公立幼稚園を必要としている人たちの気持ちを考えると、新制度への移行という流れの中では同額、公私の差がないことは、正しい考え方かなと思いますが、なかなか厳しいのかなとも思います。

新制度に移行して、子育てに関する国の制度がよくなるだろうと思っていたのが、結局、自分たちが利用しようと思っていた公立幼稚園に通わせることが難しくなると思われる方たちも多いのかと思うと、ここは少し考えたいなと思います。

応能負担に関しては、私も、保育所の保育料を考えたときには、応能負担かなとは思いました。しかし、実際に納付すべき保育料を資料集12ページのイの表で見ると、本当はそれぞれの収入による応能負担になっている現実もあります。

それが新制度になって、13ページの表を見たときに、かなり利用しにくくなるな、公立幼稚園を利用している方たちはどうするのだろう、どのように説明するのかなと感じました。考え方としては、公私同額だろうと思うし、応能負担だろうとも思いますが、今現在利用している方たちに対してどういう説明をするのかと思うのです。

それと、少し前に、幼児教育に関しては無償化という流れがありましたよね。それなのに、逆にこういう形で西宮市の公立幼稚園を利用する人たちの保育料が上がっていくことは、利用者の側に立つと「無償化に向かっていっていた流れは一体どこに行ってしまったのかな」という考えもあったりします。

利用者負担を減らすことによって保育の質が下がるのではないかという危惧もありますが、子どもたちが育つために税金をぜひ投入してほしいなと思います。国の公定価格に関しても「あ～あ」という感じだったのですが、西宮市の考え方として、もう少し何とかならないのかなというのが今の私の考え方です。

委員 近隣の市はどうされるのかとか、そういう情報は入っているのでしょうか。

事務局 例えば尼崎市の場合は、今はまだ子ども・子育て会議での議論の真っ最中ですが、基本的には、公立幼稚園についても国の示している水準でということから議論がスタートしています。近隣他市についても、まだ検討中ということで、全く具体的な数字や方向性が見えていませんし、公立幼稚園を全く切り離して、今までの保育料のままでいこうという動きもあるようには聞いています。

そういう意味では、他市とのバランスをとることが今はなかなかできない状況になっています。

委員 幼稚園に関しては、別に他市を気にしなくてもいいのかなと思います。尼崎市では、公立幼稚園をどんどん減らしていて、幼稚園事情が違いますからね。

この委員の中にも、公立幼稚園はなくてもいいとお考えの方がおられると思います。私も、公立幼稚園の教師をしていましたが、絶対に残さなければいけないのかというと、すごく疑問です。しかし、同額にするかどうかははっきりはあれですが、このままではあり得ないだろうなと思います。このままですと、やはりなくなるのを待っているしかないです。私立幼稚園にとっては、公立幼稚園ではほとんどが税金で賄っているという状態はおかしいですものね。

しかし、例えば幼稚園の内容については、この会議の前の審議会で検討されてきたのですが、公立幼稚園のあり方自体、例えば職員の給料や、養護教諭や園務員さんなどを減らす努力は何もしてこなかったですよ。保育所も同じで、保育士さんの待遇に格差があると聞いています。そのあたりもしないで、利用者だけにだけおっかぶせるのは少しおかしいなと思いますので、やはり努力もしなければいけないと思います。

しかし、地域の中でずっと子どもを見ていると、公立幼稚園がある地域ばかりではありませんので、そこでは私立幼稚園が担っていますから、公立でも私立でもいいですが、やはり未就学の子どもたちの育ちを担っている一つが幼稚園です。もちろん保育所もそうです。それを残していくという考え方に立てば、利用者負担の応

能負担は仕方がないかなと思います。

保護者の方も、「上がったら困るわ」と言いつつも、「でも、ここが消えてしまうよりは、自分たちで負担してもいいかな」とも言われます。「そのかわり、抽選をしないといけないような負担は軽減してほしい」と言われます。しかし、これは、私立でも抽選がありますから、仕方がないかもしれません。

とにかく、上がることはある一部では仕方がないと思います。しかし、何回も言うように、西宮の幼児教育なり幼児期の子どもたちのことを考えて、先々を考えてするという西宮ならではの基本的な姿勢をきちんとしないといけないのではないかと思います。そのためには、自分の地域の中では公立幼稚園をなくしてほしくはないとは思いますが、そのまま存続はあり得ないと思います。

同額というのは、ちょっと大変ですかね。しかし、それは仕方がないことかなと思います。そのためには、私がいつも言うように、選択肢がいっぱいあったほうが良いと思うのです。

その1つは、障害を持った子のことです。はっきり言って、願書を渡さない幼稚園もあるし、断る保育所もあります。しかし、公立幼稚園だと受け入れてもらえるということで、今まさに公立幼稚園の「地域に開かれた幼稚園事業」に、「知らなかった。もう始まっているけど」といって入れてもらっている子どもたちがおられます。そこへ行きながら、公立幼稚園の雰囲気を知って、来年はそこに入れてほしいと思っています。もちろん、私立幼稚園でも受け入れてはいただいているのですが、以前に、受け入れに関しては拒否してもいい、それは仕方がないからだという議論がありましたね。そうなったときに、受け入れられる一つの選択肢が、今の段階では公立幼稚園かなと思います。それが一つの存続理由かなとは思っています。

すみません、ぐちゃぐちゃと抽象的なことを言いました。

委員 いろいろなことにお話がいつてしまって、論点が大分ずれたかなという感じがします。

公立幼稚園の存在意義みたいな話になってしまったので、それを議論するなら、いろいろとお話をしたいことがあります。一つだけ、特別支援教育のことで、実際イメージとしては、公立幼稚園が受けて、私立幼稚園は断るところが多いのではないかという議論が、以前の幼保審の中でもかなり出ました。しかし、実際に数字を出したら、私立幼稚園のほうが特別支援教育を受けている子どもの数は圧倒的に多かったのです。ただ、実際に私立幼稚園の中でも、園によっては断らざるを得ないことがあります。それはなぜかということ、人がつかないといけないと言われて、つける人件費が出せない、いたし方ない事由があるのです。ですから、幼保審の中では、そういうことにならないように、「その園に行きたい」と保護者が選ぶとしたときに、必ずその園に税金が投入されて人が配置できたら、何も問題はないと何回も申し上げてきました。

実際、逆の現象もあるのです。公立幼稚園に行きたいと審査を受けたら断られた子に対して、うちの園しか手を挙げなかった、うちの園には何名も公立幼稚園に行けなかった子が来ています。

こういう現状があるので、現状は違うということだけお話しさせていただきます。
今この場で公立幼稚園の存在意義を論議するのなら、もっとそういう資料を上げていただいてから議論すればいいと思いますし、別に私も、立場として私立だから公立幼稚園がなくなったらいいと主張しているわけでは全くありません。資料に利用者負担を同額にすることを検討すると書かれていたので、私は先ほど、本当に同額ができるのでしょうかという投げかけをさせていただいて、実際に難しいのなら、そうではない議論をどう進めていくかが書かれていたら納得したという話でした。

事務局 いろいろと話が膨らんできていますので、整理をさせていただきたいと思います。

まず、昨年度のこの時期に幼保審の最終答申が出まして、その方向については、私たちは、後戻りするつもりはありませんので、その方向で粛々と進めています。そして、先ほども杉田課長から説明がありましたが、今年度中に公立幼稚園のあり方について、きちんと関係機関とも調整しながら、全体にお示ししたいと思っています。それがまず1点です。

今回、利用者負担について、同じ新制度内にある幼稚園なのに、公立と私立で差が出ることは本当によいのだろうかという議論をしています。ですから、限りなく同額に近づけるのがいいのかというあたりも、今はまだ議論している段階です。今後、きちんと説明はさせていただきたいと思っています。

それから、ご指摘いただきました階層については、もう一度、本日いただいた意見も受けて検討して、提案をさせていただきたいと思います。

座長 確認したいのですが、私は幼保審を知りませんので、幼保審で決めた方針というのは何ですか。

それと、公立幼稚園の階層区分ごとの利用者分布は、私立幼稚園と大きく違うのでしょうか。このデータだけではよくわかりませんので、教えていただけますか。

事務局 まず、幼保審においては、公立幼稚園のこととしては、適正配置の考え方を指摘されました。現在20園の公立幼稚園がありますが、その適正な配置はどうかということ、幼稚園だけではなく、他の施設も含めていろいろ検討した結果、市内を13のブロックに分けて、原則その13ブロックに1カ所の方向で考えていけばどうかという結論になりました。したがって、教育委員会としては、これから幼稚園の数を少しずつ減らしていく方向でいます。それが大きなことでした。

それから、公立幼稚園利用者の所得階層ごとの分布ですが、減額や免除の申請をいただいた方については、許可をいただいて税情報をこちらで見ることができるのですが、それ以外の方々については、定額になっている関係で、どの所得階層におられるかという正確な情報はつかんでいないのが実態です。

ですから、傾向として申し上げますと、生活保護世帯の第 階層は1%ぐらい、第 階層は7%、第 階層も7%、第 階層は40%、第 階層は43%となっています。これは、きちんとした割合ではなく、数字を慌てて計算したので、ぴったり100%になるかどうかわかりませんが、全体として1,400人近い公立幼稚園利用者は、それぐらいの割合で分布しています。

座長 今回の数字を見ると、私立幼稚園よりも低所得の人の割合が高いことは確かですね。

事務局 おっしゃるとおりです。

座長 とにかく、新制度になって公私の格差があるのはおかしいと思うので、同額にすべきという考えをまとめているところだけれども、幾ら上げるかわからない、上げるにあたってどう説明するかもわからない、市民に納得してもらうために公立幼稚園をどのように変えるかも説明できない、今日のご説明はそういうことだけなのです。

事務局 はい。

座長 29日にはもう少し詳細な説明ができるということですか。

事務局 もう少し補足して説明したいと思います。

先ほど少しお話をしたように、今の私立幼稚園の保育料に1万7,000円から3万円の幅がある以上、保護者の方々の実質の負担額には大きな幅があります。1万7,000円から3万円の幅と考えると、各階層ごとに見れば、一番実質負担の低い方については、公立幼稚園と同額か、もしくは公立幼稚園よりも低い実質負担でいけている保護者の方もおられるし、今の国の基準を大幅に超えるような負担をされている保護者もおられるという、ものすごく幅の広いさまざまな実態があります。

ですから、公私で分けるというよりは、現状としてさまざまな負担額になってしまっているところを、所得階層によって定額にするということが今の国の方向ですから、どういう説明をするにしても、公立の保護者に対しても、私立の保護者に対しても、一定の説明はどうしても必要になってくるという状況ではあると思います。

ただ、どの保護者についても実質の負担が増にならないような形である程度下げていくことが必要になるだろうと考えているということです。

座長 今のご説明を聞けば聞くほど、所得階層を細かくしないとだめですね。何を議論していいかわからないですね。

委員 確認したいのですが、公立幼稚園の保育料は、現行と同じ均一の保育料でいくのか、私立幼稚園のような応能負担の方式でいくのか、どのように考えているのですか。

事務局 国の考え方と同じ応能負担の考え方でいこうと思っています。

委員 そうすると、現行の公立幼稚園保育料減免制度はどうなりますか。

事務局 今ある減免の制度をある程度反映したような形の応能負担になると考えていただけたらいいかと思います。

委員 そうすると、議論としては、公私あわせて階層区分をどう考えるかが課題になるということですね。階層区分をもう少し細分化した方がいいのではないかといいところでは、私ども委員は意見が一致できますね。

座長 はい。

委員 ただ、応能負担で市民の方が納得するかどうかは、公私とも同じことで、相当丁寧な説明が必要になってくるのではないのでしょうか。その説明がきちんとで

きるかどうかが問題になると思います。

委員 雑感めいた話になりますが、この議論は、新制度に移行する園のことしか話をしていないのですが、私立幼稚園の場合、32園は旧制度のままで、残り8園が全部新制度に移行するかといえば、そうでもなくて、3園が迷っている状態です。それから、5園のうち新制度の幼稚園に移行すると決定しているのが3園です。ですから、公立幼稚園と私立幼稚園の3園が、今議論している利用者負担額に該当するわけです。

ここで確認したいのですが、利用者負担額の説明をするときに、公私とも同じ説明をするように何か調整をしていただけるのでしょうか。考えてみると、ものすごく難しい話だなと思いました。

事務局 園の方にもということですか。

委員 新制度に移行する幼稚園というくくりになりますから、公立と私立で利用者負担について言っていることが違っていると矛盾しますので、同じ説明をしなければいけないのかなと思ったら、その同じ説明のマニュアルができるのか、それがいつごろできるのか、もう募集が目前に迫っていますが、そういうことはまだこれから決まるという感じでしょうか。

事務局 私立幼稚園も公立幼稚園も、入園の募集時期は今年に変更しない方向で進めています。ですから、9月の段階では募集要項等を配布することになると思いますので、8月末までには方向性を示さなければいけないと思います。ただ、今言われているように、新制度に移行する園だけではないと思うのです。私立として現状の制度のまま残るところについても、今後新制度に入っていただく方向で動くことを考えれば、市民全体の方に同じように説明していかなければいけないと思います。

座長 同じように説明ということは、公立幼稚園の保育料減免後の納付すべき保育料の世帯課税基準と、教育委員会がやりたいと言っている5段階の所得基準がずれていますから、それも同じように揃えるということですね。揃えて、しかし、急に同額にすることは難しいから、少し上げるということですか。

つまり、公私間格差があるのはおかしいとして揃えるのなら、保育料減免後の納付すべき保育料の基準を揃えるということですね。

事務局 減免の保育料の区分と今回国の示している区分とは、ほぼ同じ区分になっているとご理解いただいても大丈夫かと思います。

座長 ですから、私たちがもっと階層を分けるべきではないかと言っている私立幼稚園向けの基準は、教育委員会の方で今から考え直されると思うのですが、それと公立幼稚園の区分とは同じになるということですか。そこまでは考えてらっしゃらないのですか。

事務局 階層区分は同じになるように考えています。

座長 階層区分を同じにして、すぐには私立と同じ保育料を取れないから、少し下げるとということですか。

事務局 少し下げるかどうかを検討させていただくことになると思います。私た

ちが提案したのは、A～Eの大きく5つの区分ですが、これをもう少し細かくとなれば、それを検討しますし、公立幼稚園をどこに合わせるかについては、この案のところに合わせていこうと思っています。

委員 公立幼稚園は完全に移行するのですね。私立幼稚園は、まだ猶予があるから、3園だけが移行することになっている。公立幼稚園は早くしなければいけないですね。公立幼稚園は必ず応能負担になるのなら、先ほどから何回も言っているように、なぜ上がるのか、上がったときにはどうなるのかを早く示さないとだめですよ。それは年度内に示して、来年度から保育料が上がるという順序で考えておいていいですね。

事務局 そうですね。私どもも、9月からの入園の募集時期にすべてのことがお示しできる状況ではないので、そのあたりを保護者の方にどこまでお伝えできるかが一つのポイントになると思います。保育料についても、具体的な金額は示せない状況になっています。ですから、国の基準なりを示しながら、そこからどれだけ下げられるかという話はある程度していくことになると思います。

そうして考えていくと、来年度の募集がこの10月からですから、来年度からすぐに保育料の値上げができるかどうかという問題も出てくるのではないかと考えています。いわゆる経過措置のようなことを考える必要性も出てくるかもしれないとは考えています。

委員 初歩的なことを聞きます。

公私間もありますが、私立の間でも1万7,000円から3万円の差があるのは、単純にこれはどうやって出てきた差なのか。誰が決めているのですか。

委員 園が独自に決めています。

委員 それが今後、負担は一律になるのですね。

委員 違います。私立幼稚園は、各園で保育料の設定ができるようになっていますので、先ほど言ったように、旧制度の私学助成、つまり新制度に移行しない32園は、1万7,000円から3万円までの差が残るということです。

委員 残りの8園の中から、新制度で追加資料2ページの表が適用される園も出てくるということですね。

委員 そうです。そのように今決まっているのが3園ということですよ。

座長 しかし、上乗せ徴収の件がありますね。

委員 私立幼稚園は、質の向上のために上乗せができることになっていますが、今ここで「教育・保育の質の向上とは何ですか」と質問するつもりはありません。要は、幼稚園を選ぶのは保護者ですし、ただし「公立だけが」と言われると、「私立でもできる」とおっしゃるのはよくわかります。

新制度になると、入園料という形では取れないと聞いています。ですから、入園料に相当する額は上乗せ徴収ということでプラスしていくから、実質的に私立幼稚園は、基準を決めても、プラスアルファで基準よりも多分高くなるだろうと思います。

公立幼稚園に関しては、上乗せ徴収はないと考えていいのですね。

事務局 勝手に上乗せすることはできませんので、具体的に何か理由がないといけません。例えばバス通園のためのバス代とか、給食にするので給食費がかかるとか、施設を拡充するためとか、教員の充実をするためとか、そういう理由づけが必要になってきますので、公立幼稚園では考えなくてもいいのかなと思っています。

委員 今までは、「施設の充実費」とか、「ランニングコスト」とか、ザクッとした説明をしていました。もちろん監査を受けていますから、ちゃんと説明はしていますが、これからはもっと細かい理由づけが必要になるでしょうね。

ただ、私立と公立とでは、税金の投入の額が全然違っていて、運営費等を、公立はすべて税金で賄っていて、私立は保育料ですべて運営しているということです。

私立は高いから、そこに通っている人はお金持ちのようなイメージを持たれるようです。幼保審のときにも、そういうイメージがあることがアンケート回答でいっぱい出ていたのですが、ところが実際にはそうではないことがわかるわけです。

とにかく、私立は、上乗せ徴収がなければ運営できないということです。

委員 ということは、公立幼稚園の上乗せはない、それはなぜかということ、税金から補てんしているから。だからだめではなくて、私立幼稚園もいろいろな特色を出されていますから、保護者は自分の子どもに合ったところを選んでいると思うのです。それならば、公立幼稚園も、13園は残るということで安泰に思わず、例えば地域との橋渡しをきちんとするとか、そういう独自性を出すようなこともしていただけたらと思います。本当に保育料は値上げになると思うので、これからの「公立幼稚園」というところをきちんと出して、納得してもらえるようにしていただきたいなと思います。

というのは、納得して公立幼稚園を選ぶ人もいます。それがいいとか、どれが悪いとかではなく、私は、私立でも公立でも、自分の子に合ったところへ行けばいいと思っているので、そのあたりをいろいろとやっていただければ、子どもたちにとってよりよくなるのではないかと単純に思います。

委員 今の話も含めて、いろいろなあり方について検討されるということですね。しっかりと検討していただきたいと思います。

委員 公立幼稚園が新制度に移らないことはあり得ないのですか。

というのは、3年かけて毎年3,200円ずつ値上げしていけば、3年間で2万1,600円になるから、そのときに新制度に移られるのはどうかなと思うのです。それなら、公私ともに同じ表でいけるわけです。新制度に移らなければ、同じ表でなくてもいいわけですね。そういう感じで進めていくことも一つの手かなという気がします。

事務局 国の方向性が示されていく段階で、自治体としてもいろいろと考えた中に、委員が言われたようなことを案として持った市がありました。今の段階ですぐに公立幼稚園を施設型給付に入れる必要性はないのではないかと判断したり、迷ったりしているところもありましたが、国の方からは、そういった質問に対して、「公的な施設である公立幼稚園は、施設型給付に入ることが基本です」という答えが出てきてしまったので、各自治体も、いろいろと悩みながら、新制度に入らざる

を得ない状況になっています。

座長 もう一度、私たちが今日論議することを整理したいのですが、公立幼稚園は新制度に移るのですね。今日議論して5階層が何階層になるかわかりませんが、とにかく公立幼稚園は移る。しかし、この表どおりは取れないから減額はする。それを考えれば考えるほど、この表は、さらにもっと細かく分けた方がいいですね。

でも、もう一度言いますが、幾ら上げるとも言えない、市民にどうやって説明するかも考えていない、公立幼稚園をどうするかについてもこれからゆっくり考えるとなると、今日は「そうですか」という感じですね。

委員 均一な保育をすることが新制度の目標でしたね。だから、新制度下は同じ条件になって、格差がなくなっていくということがありましたよね。

そこで先ほどの説明ですが、保育料が最初はこうはいかないという説明は、公私ともに同じようにしていただいた方がいいと思いますが、いかかでしょうか。

同額にしないというよりは、こうなっていくというところで、例えば単純に新制度の幼稚園というくりで考えれば、公私どちらへ行っても均一な保育と捉えますよね。それをうたっていた新制度ですから。利用者負担の説明については、公立の説明をうわさで漏れ聞くよりも、私立にも同じことをしていただいた方がいいと思うのです。

事務局 委員が言われているのは、公立幼稚園と移行する私立幼稚園とでは、同じ説明がきちんとできないといけないということですね。例えば、公立幼稚園はこの金額になる、これは私立と一緒にだという考え方でいくのか、あるいは差があるのなら差がある説明をきちんとしなければおかしいということではないのですか。

委員 それと、このからくりがだんだん明るみに出てくると、移行すると言っているところが「えっ」となることもあり得るかなと思ったのです。こういうものは、私立幼稚園の園長が集うような会で説明がなされていないので、「えっ、違いの？」という捉え方もされるかもしれません。今の新制度の説明ですと、保育均一化、同じになるとも言っているので、新制度の概念がうそのようになってきますよね。

座長 保育が均一というよりも、ベンチマークの質の高い教育・保育を保障して、その後、各園の個性を生かすことはいいのですね。

委員 それは別にいいのです。

事務局 6月21日に私立幼稚園の園長会の皆様に意向調査の説明会をさせていただいたときに、最後の質問で、「公立幼稚園の保育料はどうなるのですか」というご質問と、「就園奨励助成金は今後どうなるのですか」というご質問をいただいたと思います。そのときに私の方から説明した内容は、今提案している項目についてお話しさせていただいたと思います。それは、「国が示した基準があるので、まずはそれをもとに今後考えていく」、「公立幼稚園についても、それにのっとった形で、できる限り近づけていきたいと思っている」、「就園奨励助成金については、私学助成に残る園に対して、今年度並みにするのか、国基準に戻すのかについて別途考える」、そういう説明は一応させていただいたと思いますので、それ以降の具

体的なことについては、また改めてご説明させていただくことになるかと思えます。

委員 難しかったなと思うのは、意向調査があってから、こういうものがどんどん決まってきたので、移行しようと思っていたところが、まだ確定ではないので、今後変なことが出てきたら困るなという話です。

座長 いろいろ意見を出していただいて、ありがとうございます。

この1号認定子どもの利用者負担や応能負担をどのように導入するか、公立幼稚園の保育料をどうするかについては、それぞれ意見が出まして、結論を出すには至っていませんが、少なくとももう少しきめ細かくやっていただきたい。新制度への期待も大きいので、それに応えるものにしていただきたい。

公立幼稚園に関しては、表だけを出されましたが、同額にするかどうかは別として、そもそも公立幼稚園を幾つ残してどういう役割を果たしていくかが先にあって、公立幼稚園の保育料が安過ぎるのか、どうするのが決まるので、よくわからない。公立幼稚園の基本の保育を変えとかなんとか言われても、よくわかりません。やはり今後を踏まえてどのような展望で進めていくのかというお話がないと、議論のしようがないので、申しわけないですが、今日は、この公立幼稚園の保育料をどうするかは言えません。上げたいというご意向は何いました。しかし、同額にした方がいいという考え方もありますし、一方では、今預けているお子さんたちがいて、何倍も上がることが許されるのかということもあります。それと、少し見ると所得の低い方が多いですから、その方へのケアも必要です。しかし、それは私立幼稚園に対しても必要なのです。もしかすると、私立幼稚園の保育料が高いから、その人たちは公立幼稚園に行かざるを得ないのかもしれないから、保育料が負担できない人でも自分の好きな幼稚園を選べるようにするには、低所得者層にさらに細かいものが必要かもしれません。

とにかくよくわからないので、西宮市の1号認定子どもをどうしたいのかという大きい考え方の中で、公立幼稚園、私立幼稚園の今後の展望のようなものを含めて、29日に説明していただければありがたいです。

幼保審では、就学前の子どもの教育をどうしていくかという方針が明確に出ていて、この料金設定もすべてベースでつながっているわけですね。

事務局 大きなあり方ということでの方向性は出ていますが、公立幼稚園のことにかかわって一つの例として出てきたのは、先ほど申し上げた適正な配置ということでの数だけだったので、もう一つ大きな、例えば子どもの方向性や、就学前の子どもたちをどうするかについての幼稚園部分のこととなると、今の段階で詳しいことは申し上げられません。

今後、先ほど座長が言われたように、全体として1号認定の子どもたちをどう受け入れるかについては、一定の方向性のようなものをちゃんと示すことが必要だと思います。

座長 制度発足時ですから、そういうことが必要だと思います。

皆さん、よろしいですか。

〔発言者なし〕

座長 今日、3時間使ってしまった、大変難しい議題に意見を出していただいて、ありがとうございました。

私の議事進行がうまくなくて、言い足りなかった方もおられるのではないかと思いますので、ぜひご意見を事務局宛てに出していただきたいと思います。

議事はこれで終了して、事務局に進行をお返しします。

事務局 ありがとうございました。

最後の「その他」については、事務局からは特にありませんが、今後の基準等検討ワーキンググループについてご説明したいと思います。

今年度26年度で予定していた基準等検討ワーキンググループについては、今回で終了となります。今後、議論していただく必要が生じましたら開催したいと考えています。

今日の議論の内容については、次回29日の子ども・子育て会議で報告していただきたいと思いますが、本日説明が不足していたところが多かったと思いますので、そのあたりも補強して報告させていただきたいと考えています。

事務局からは以上です。

座長 本日はどうもありがとうございました。

これでワーキンググループを終了します。

〔午後4時54分 閉会〕

【委員出席者名簿 8名】

【事務局出席者名簿 13名】

所属団体・役職名等	氏名	所属・役職	氏名
甲南大学マネジメント創造学部 教授	前田 正子	【こども支援局】	
西宮市私立幼稚園連合会 理事 長	出原 大	新制度準備室長	津田 哲司
西宮市民間保育所協議会 会長	内田 澄生	こども支援総括室長	川戸 美子
佛教大学社会福祉学部 教授	奥野 隆一	子育て事業部長	藤江 久志
公募市民	北村 頼生	新制度準備課長	楠本 博紀
西宮市民生委員・児童委員会	熊谷 智恵子	新制度認定課長	伊藤 隆
はらっぱ保育所(認可外保育施 設) 園長	前田 公美	こども支援総務課長	岩田 重雄
にのみや遊び場つくろう会 代表	米山 清美	保育所事業課長	廉沢 裕和
		参事(保育指導担当)	婦木 雅子
		児童福祉施設整備課長	緒方 剛
		【教育委員会】	
		学校教育部長	垣内 浩
		学校改革課長 新制度準備室参 事	杉田 二郎
		学事課長	中西 しのぶ
		西宮市立幼稚園長会会長	村岡 節子